Ver1.22.0 変更内容

主な変更点

変更点は以下の通りです。

画面名	区分	対象施設	変更内容
単価マスタ	追加	全施設	令和４年度　物価高騰対策支援加算の新設
単価マスタ	変更	・小規模保育事業（A 型・B 型・C 型） ・事業所内保育事業など	令和４年度　医療的ケア対応看護師雇用費 対象施設の拡充
単価マスタ	変更	・認定こども園 ・保育園 ・小規模保育事業（A 型・B 型・C 型）	令和４年度単価改定　職員配置加算（児童明細） ローテーション保育士雇用費（施設明細） 安全な保育を実施するための職員雇用費（施設明細）
単価マスタ	追加	全施設	令和４年度　処遇改善等加算Ⅲの新設

注意点　令和４年度　処遇改善等加算Ⅲの新設について
公定価格に追加予定の「処遇改善加算Ⅲ」の単価項目が表示されています。
詳細の公表が延期となったため、**現時点では単価設定「無」に固定させていただいています。**
横浜市より詳細が公表されましたら改めてご案内いたします。

物価高騰対策支援加算の新設

初期設定メニュー　⇒　単価マスタ

○令和４年度　物価高騰対策支援加算の新設 **（令和４年 11 月請求のみ児童明細の横浜市助成分で加算）**
対象施設：全施設
物価高騰に伴い、施設への給付として物価高騰対策支援加算が新設されます。

	助成額【月額】			
加算名	**施設種別**	認定区分	加算内容及び適用要件	適用単価 （児童１人あたりの年額）
物価高騰対策支援加算	幼稚園 認定こども園 （教育標準時間認定）	１号認定	光熱費等相当額（「給食実施加算（施設内調理・外部搬入問わず）」の有無に関わらず全施設に適用）	**8,640円** **（720 円／月×12 か月）**
			給食材料費相当額（加算要件を満たし、かつ、**令和４年度４月~10月分で公定価格「給食実施加算（施設内調理・外部搬入問わず）」を請求した施設に適用**）	**3,120円** **（260円／月×12か月）**
	・認定こども園 （保育認定） ・保育園 ・小規模保育事業など	2･3 号認定	光熱費等相当額＋給食材料費相当額（加算要件を満たす対象施設全てに適用） **※単価マスタでは「光熱費等」のみで対応**	**11,760円** **（980円／月×12か月）**

注意点　令和４年度　物価高騰対策支援加算の新設について
令和4年11月請求のみ児童明細の横浜市助成分で１年分が加算されます。
10 月以前、12 月以降は加算されませんのでご注意ください。
上記の表にあるオレンジ部分は給食実施の有無に関わらず全施設対象になり、単価マスタでは「有」固定になります。

○単価マスタ

・認定こども園、幼稚園の場合は物価高騰加算（給食材料費）の選択項目が「有・無」を設定できます。

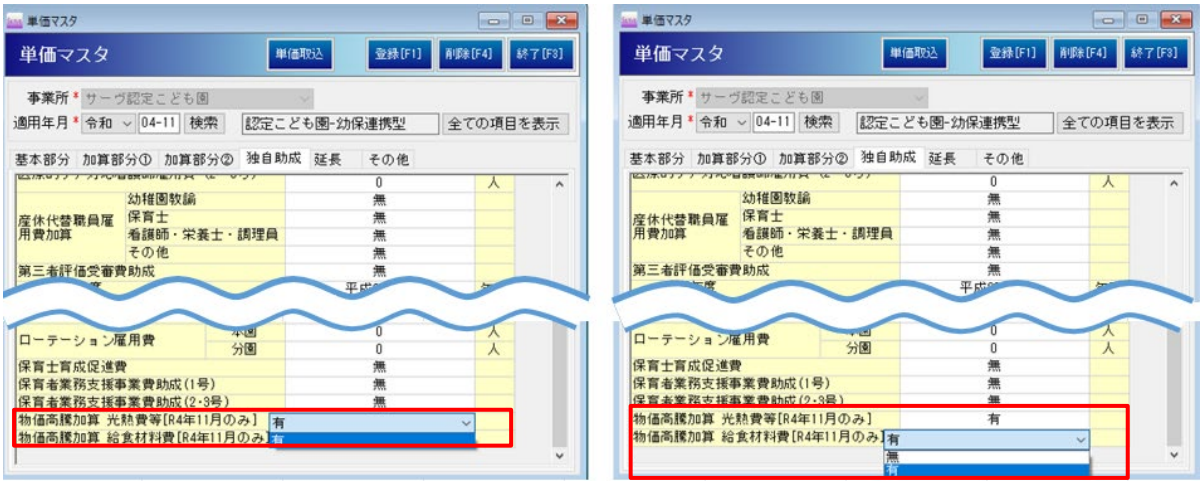

・認定こども園、幼稚園以外の施設(保育園、小規模保育園など)は物価高騰加算(給食材料費)の選択項目は「無」で固定です。

注意点　物価高騰加算の単価項目設定について

認定こども園、幼稚園の施設は**給食材料費の加算要件**をご確認ください

給食材料費の**加算要件を満たす場合**は、**給食材料費を「有」に変更**して登録をしてください

上記以外の施設(保育園、小規模保育園など)は物価高騰加算を単価マスタで基本的に**変更することはありません**

単価マスタにて光熱費等は「有」、給食材料費は「無」で固定されていますが、**光熱費等**の請求をすることで

光熱費等相当額＋給食材料費相当額の金額が請求されるようになります。

医療的ケア対応看護師雇用費の拡充

初期設定メニュー ⇒ 単価マスタ

○令和４年度　医療的ケア対応看護師雇用費の拡充

対象施設：小規模保育園　事業所内保育など

令和３年度には適用対象ではなかった施設種別において、令和４年度より適用可能施設が拡充されます。

○単価マスタ

医療的ケア対応看護師雇用費に該当する場合、単価マスタにて人数を入力します。

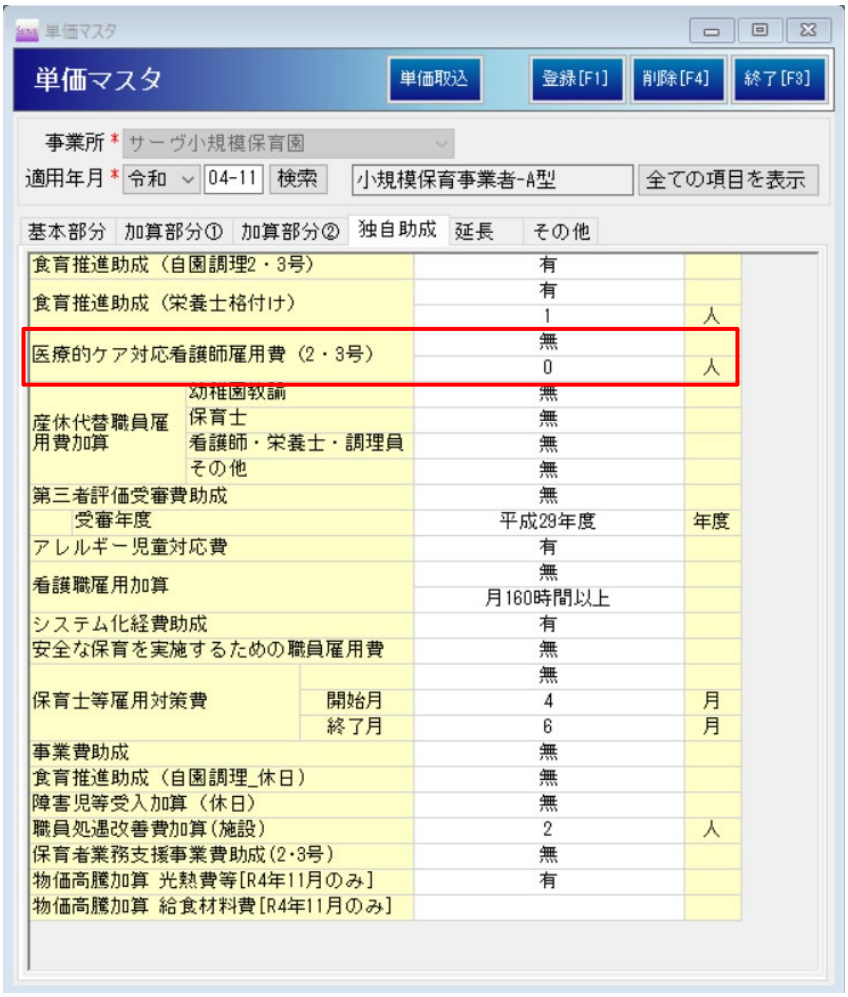

向上支援費　単価改定

初期設定メニュー　⇒　単価マスタ

○令和４年度向上支援費　単価改定　**(令和４年10月請求から単価改定)**

対象施設：認可保育所、認定こども園、小規模保育事業など

以下の向上支援費単価項目にて単価の改定がされます。

【対象施設】認定こども園･保育園			
単価項目		令和４年９月分まで	令和４年10月分以降
	職員配置加算 **【児童明細】**	**配置加算基礎分** **1歳児…　37,800 円** **2歳児…　15,100 円** **4･5歳児…　3,780 円**	**配置加算基礎分** **1歳児…　38,700 円 (+900 円)** **2歳児…　15,400 円 (+300 円)** **4･5歳児…　3,870 円(+90 円)**
	ローテーション保育士雇用費 **(本園･分園)** **【施設明細】**	**1人…　300,000 円** **2人…　529,500 円** **3人…　759,000 円** **4人…　988,500 円** **5人…　1,218,000 円**	**1人…　310,900 円** **2人…　540,400 円** **3人…　769,900 円** **4人…　999,400 円** **5人…　1,228,900円**
	【対象施設】小規模保育事業Ａ ･Ｂ型		
	安全な保育を実施するための **職員雇用費** **【施設明細】**	**1 園あたり…91,800 円**	**1 園あたり…96,900 円**

○職員配置加算の計算方式について

対象の園児に加算される職員配置加算ですが、下記の計算方式で計算されています。

年齢	**配置加算基礎分** **(令和４年 10 月から)**	**処遇改善等加算分(円)** **(変更なし)**	
1 歳児	**38 700 円**	**370 円**	**×加算率**
2 歳児	**15 400 円**	**150 円**	
4･5歳児	**3 870 円**	**30 円**	

注意点　処遇改善等加算分の計算方法について

配置加算基礎分　＋　処遇改善等加算分　×　加算率という式で計算されます。

※加算率は単価マスタにある加算率の【基礎分】+【賃金改善要件分】を足した数字となります。

例：配置加算基礎分 11%、賃金改善要件分 6%であるため、11%　＋　6%　＝　17%　…「17」とする

1 歳児　38 700 円　＋　370 円　×　17　＝　44,990 円

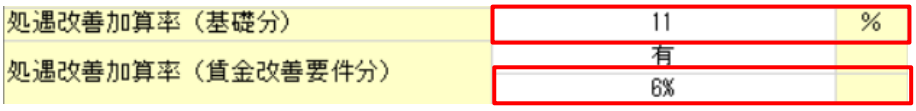

注意点　令和４年度向上支援費　単価改定　(令和４年 10月請求から単価改定)

向上支援の単価改定は令和4年 10 月以降分の単価改定です。令和4年 10 月分を既に請求済で、

上記の加算項目を適用している場合には、**単価を引き上げるための過誤再請求が必要です。**

過誤申請のタイミングについては、横浜市給付担当からの指示に従い申請いただきますようお願いいたします。

処遇改善等加算Ⅲの新設

初期設定メニュー ⇒ 単価マスタ

○令和４年度　処遇改善等加算Ⅲの新設

対象施設：全施設

令和4年2月から実施している保育士・幼稚園教諭等を対象とした3%程度（月額 9,000 円）の処遇改善について、令和4年 10 月以降は公定価格に追加されます。

○単価マスタ

認定こども園

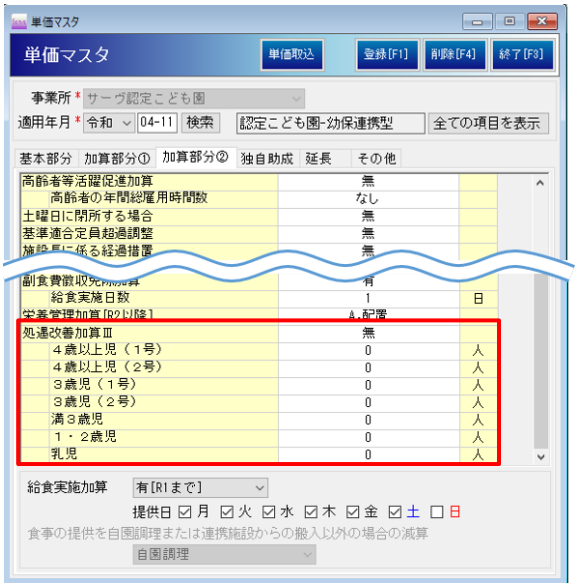

幼稚園

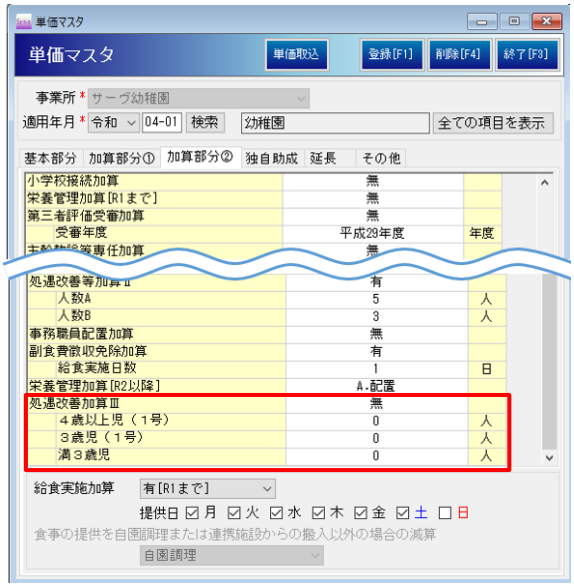

保育園

小規模保育園など

注意点　令和４年度　処遇改善等加算Ⅲの新設について

公定価格に追加予定の「処遇改善加算Ⅲ」の単価項目が表示されています。

詳細の公表が延期となったため、現時点では**単価設定「無」に固定させていただいています。**

横浜市より詳細が公表されましたら改めてご案内いたします。